

## 第31回 上市町農業委員会総会議事録

開催日時	令和5年2月3日（金） 午後2時
場所	上市町役場2階 第1会議室
出席委員	11名 2番 岩城 正治 3番 富樫 隆 4番 村上 正毅 5番 酒井 喜之 6番 宮崎 順子 7番 藤田 秀雄 8番 大江 登美江 9番 青木 幸男 10番 林 忠治 11番 中川 治 12番 碓井 繁
出席推進委員	2名
事務局	出席者 事務局長 酒井 紀明 事務局長代理 田中 明紀子
議事録署名委員	6番 宮崎 順子 8番 大江 登美江
議事日程	1. 開会 2. 会長の挨拶 3. 議事録署名委員の指名 4. 議案第1号 別段の面積の指定解除について 議案第2号 上市町空家に付随する農地に関する取扱要綱の廃止について 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について 議案第4号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について 議案第5号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について 5. その他 6. 次回委員会の開催予定について 第32回総会 日時 令和5年3月2日（木）午後2時から 場所 上市町役場2階 第1会議室 7. 閉会
14:00	開会
事務局長	それでは、第31回上市町農業委員会総会を開催したいと思います。宜しく申し上げます。 只今の出席委員は、12名中11名であり、定足数に達しておりますので、総会が成立することをご報告いたします。推進委員につきましては、金子推進委員、松井推進委員にご出席をいただいております。
会長	それでは、開会にあたりまして、碓井会長よりご挨拶をお願いします。
事務局長	会長あいさつ はい。ありがとうございます。 それでは議事に入りたいと思います。 議事の進行は会長が行うことになっております、宜しく申し上げます。
会長	それでは、はじめに議事録署名委員の指名をいたします。6番 宮崎委員、8番 大江委員にお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の田中さんを指名いたします。 これより、議事に入らせていただきます。 「議案第1号 別段の面積の指定解除について」事務局より説明をお願いいたします。
事務局	はい。（議案書をもとに説明） こちらの方は、前回の総会でもお伝えしたんですが、法改正により農地法第3条の許可要件の下限面積要件が撤廃となりますので、上市町農業委員会で平成22年1月に設定しておりました別段の面積の指定を解除するものでございます。県に確認したところ指定の解除には総会での議決とその公表が必要とのことでしたので、今回ご審議の程よろしく願いいたします。説明は以上です。
会長	はい。事務局ありがとうございました。では、これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方発言の程お願いいたします。
委員	これは、指定区域はここに書いてあるこれだけだね。
事務局	そうです。
会長	この話、田んぼを一切持っておられなくても田んぼを買うことができるようになります。もちろん農地として買うから、農業機械があるかとか何を作るとか、そういうことをきちんと確認しないと3条の許可が出せません。
事務局長	そうですね。面積要件だけがなくなったってことですね。それ以外はまだ残ってるってこと。
会長	その他よろしいでしょうか。 それでは採決いたします。議案第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手の程お願いいたします。

(挙手)

- 会長 議案第1号について全員賛成と認め、議案第1号については原案のとおり決定いたします。  
では次に、「議案第2号 上市町空家に付随する農地に関する取扱要綱の廃止について」事務局より議案の説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。(議案書をもとに説明)  
空き家に付随する農地についての所有権移転については、下限面積を0.1アールとする内容の要綱を令和4年1月に制定しておりましたが、こちらも第1号議案と同じように法改正により下限面積要件がなくなりますので、本要綱が不要となるものです。ご審議の程お願いいたします。
- 会長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方はご発言の程お願いいたします。
- 会長 何かご質問ありますか。
- 会長 よろしいでしょうか。それでは採決いたします。議案第2号について、原案のとおり廃止とすることに賛成の方は挙手の程お願いいたします。
- (挙手)
- 会長 全員賛成と認めます。議案2号については原案どおり廃止することにいたします。  
では次に「議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請の許可審議について」事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。(議案書をもとに説明)  
申請地見取り図は7ページにございます。併せて3条調査書と現地確認写真一覧もご確認をお願いします。以上です。
- 会長 事務局の説明に関連し、地区担当委員からの報告をお願いいたします。
- 委員 ●●委員、●●推進委員、●●委員の方から  
はい。場所は●●の敷地の南側になります。●●さんの家の前の道路を入れて家がなくなってから3枚目の田んぼだと思います。ただこの書類もらったあとすぐに雪が降り始めて、現地を見に行っただんですけど、全く田んぼの位置がわからない状態でした。でもたぶんその辺りだと思います。この水田の北に●●さんの田んぼがあって、その次に●●さんの田んぼがあって、その上にまた●●さんの田んぼがあります。上畔と下畔の面積がまるっきり一緒だったので、●●さんのお父さんの時代に稲作するのに●●さんと交換した方が農作業がやりやすいということで事実上交換しておられたようです。今、基盤整備事業が入るので基盤整備の世話役から整理するよう忠告があって、申請されたようです。今作っておられる所なので何の問題もないと思います。
- 会長 では、●●推進委員。
- 推進委員 私も行った時は、ちょっと大雪だったので現地はきちんと見えなかったんですけども、特には問題ないと思います。
- 会長 はい。どうもありがとうございます。ではこれより質疑に入ります。質疑のある方は発言の程お願いいたします。
- 会長 何かご意見ありますか。
- 委員 ありません。
- 会長 では採決いたします。議案第3号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手の程お願いいたします。
- (挙手)
- 会長 議案第3号については全員賛成と認め、議案第3号については原案のとおり決定いたしました。  
では次に「議案第4号 農地法第4・5条の規定による許可申請の意見審議について」事務局より説明の程をお願いいたします。
- 事務局 はい。(議案書をもとに説明)  
申請地見取り図は10ページをお願いします。併せて現地確認写真一覧をご確認をお願いします。以上です。
- 会長 では事務局の説明に関連し、地区担当委員からの報告をお願いいたします。
- 委員 ●●委員、●●推進委員、●●委員の方から  
今程現地確認と説明を聞いてまいりました。現地は会社に隣接しております。それで●●さんの田んぼ全部かと思いましたが、3mほど田が残るそうです。既存敷地の半分しか所有権移転できないという決まりがあるということで全部買えなかったようです。その3m分は排水用の敷地として使うとのことで、草刈り管理もされて隣の田んぼに影響が出ないように処理するとお話しておられました。奥の西側に研究所を建てて、道に面した手前には駐車場を設置する予定だそうです。既存の敷地とこの田んぼにはちょっと段差があるんですけども、その段差はつけたままで敷地との間に側溝を作って排水し、内側の方向に流すとおっしゃっておられました。道路との段差もあるんですけど道路との境は盛土をして、そこから敷地に入りをするというので、結論から申しまして何も問題はないと思われそうです。以上です。
- 会長 じゃ●●推進委員
- 委員 先ほども現地確認してきたんですが、昨年の5月だったかな、ここの地権者と代表者に一応説明は何ってありました。その時に、既存の工場の半分の面積しか転用できないと。地権者の方がまあ承諾しておられました。こちらとしては問題は雨水の処理なんです、雨水は皆西側の排水路に流すと聞いておりますので、問題はないと思います。以上です。
- 会長 はい。どうもありがとうございます。
- 会長 それでは質疑に入ります。ご発言のある方ご発言の程お願いいたします。
- 会長 何かご意見ありますか。
- 会長 あまりご意見がないようなので、議案第4号について「意見なし」とすることに賛成の方は挙手の程お願いいたします。
- (挙手)
- 会長 議案4号については全員賛成と認め、議案第4号については「意見なし」とすることにいたします。

では次に「議案第5号 農業経営基盤強化促進事業の農用地利用集積計画に係る実施方針の承認について」事務局より説明の程お願いいたします。

- 事務局 はい。（議案書をもとに説明）  
農用地利用集積計画については、13ページをご確認をお願いします。以上です。
- 会長 ありがとうございます。  
これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について、質疑のある方はご発言の程お願いいたします。  
何かございますかね。
- 委員 ありません。
- 会長 では採決に入ります。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手の程お願いいたします。  
（挙手）  
全員賛成と認め、議案第5号については原案どおり承認いたしました。  
では次に「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について」事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局 はい。（議案書をもとに説明）  
解約後ですが、1番については別の担い手へ集積予定、2番については中間管理機構を通じた契約に変更のための解約なので、受け手に変更はございません。以上です。
- 会長 では、これより質疑に入ります。ただいまの事務局の説明について質疑のある方はご発言の程お願いいたします。  
何もご意見なさそうですね。  
よろしいでしょうか。以上で報告第1号を終わらせていただきます。  
では次に、その他について、事務局より説明の程お願いいたします。
- 事務局 その他 事務連絡（次の総会の日程変更、合同研修会、意見交換会について）
- 会長 第31回上市町農業委員会総会を閉会いたします。  
どうもありがとうございました。  
閉会  
この議事録は事実と相違ないことを証明する。

令和5年2月3日

上市町農業委員会  
会長 碓井 繁

議事録署名委員

6番 宮崎 順子  
8番 大江 登美江